

平成 29 年 8 月 23 日

財務大臣 麻 生 太 郎 殿

関税・外国為替等審議会会長

小 川 英 治

答 申 書

平成 29 年 8 月 23 日付財関第 1040 号をもって諮問のあった暫定的な不当廉売関税の課税について、本審議会の意見を下記のとおり答申する。

記

関税定率法第 8 条第 9 項第 1 号の規定に基づき、中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く。）産高重合度ポリエチレンテレフタレートに対して暫定的な不当廉売関税を課することについては、諮問のとおり行うことが適当であると認める。